
別記様式第17号（第36条関係）

特定秘密文書等取扱簿

年月日	特定秘密文書等		特定秘密文書等を取り扱った者		場所	備考
	登録番号	件名	所属	氏名		

別記様式第18号（第43条関係）

発　　番
平成　　年　　月　　日

（提供先行政機関の長）　殿

国家公安委員会

特定秘密の保護に関する法律第６条に基づく特定秘密の提供について（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、特定秘密の内容等により特段の措置が必要である場合には別途協議する。

記

国家公安委員会が法第６条第１項の規定により（提供先行政機関）に提供する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第12条第１項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第17条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

別記様式第18号（第43条関係）

発　　番
平成　　年　　月　　日

（提供元行政機関の長）　殿

国家公安委員会

特定秘密の提供について（回答）

特定秘密の保護に関する法律第６条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）（平成　　年　　月　　日　　号）に記されたとおり、特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

○国家公安委員会規則第十二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月八日　　国家公安委員会委員長　小川　恵里子

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則

（目的）

第一条　この規則は、警察における特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「法」という。）の適正な運用を確保するため、警察庁長官（以下「長官」という。）による特定秘密（法第三条第一項の特定秘密をいう。以下同じ。）の指定及び解除の状況の報告その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（指定及び解除の状況の報告）

第二条　長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁における特定秘密の指定及び解除の状況を報告するものとする。

（保護措置の実施の状況の報告）

第三条　長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁及び都道府県警察（以下「警察庁等」という。）における特定秘密の保護措置の実施の状況を報告するものとする。

２　警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、当該都道府県警察における特定秘密の保護措置の実施の状況を報告するものとする。

（その他の措置の実施の状況の報告）

第四条　第二条及び前条第一項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁等における適性評価（法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。以下同じ。）その他法及び特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（以下「法令」という。）の規定により長官及び警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況を報告するものとする。